

歯科材料 9 歯科用研削材料
 一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN コード：16670000

正宗 MAX G

ご使用前に必ずお読みください。

【形状、構造及び原理等】

①形状

(単位：mm)

タイプ	全長	砥石長	砥石径	軸径
1	45.0	9.5	4.3	2.35
2	44.0	3.6	5.6	
3	44.0	3.4	6.2	
4	43.0	2.6	5.8	
6	43.8	9.5	6.4	
8	50.8	15.8	7.0	

②構造

作業部表面：ダイヤモンド砥粒

作業部、軸部：ステンレス鋼

③包装

1) 1 本入／ケース

【使用目的又は効果】

本品は微細なダイヤモンド結晶を電着したスチール製の作業部をもち、歯科用電気駆動装置に装着し、金属、プラスチック、ポーセレン、石膏などの材料を研削するために用いる回転式の研削器具である。

【使用方法等】

〔使用方法〕

歯科用駆動装置又は歯科用技工回転機器に装着し、MAX30,000 回転以下で使用し、断続的に被研削物に接触させ研削する。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- ① ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ② 作業に入る前に必ず安全な方向に向けて空回転させ芯振れ、その他の危険を取り除くこと。

【使用上の注意】

- ① 指定回転数を超えて使用しないこと。
- ② 損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは、使用しないこと。

- ③ 無理な力を加える事は絶対にしないこと。破損の原因となる。
- ④ 片減りなど生じた時は速やかに修正し、常に芯振れの無い状態で使用すること。
- ⑤ 研磨時の火花が研磨屑の粉塵に着火し、燃えることが有るので粉塵がダクト等に溜まらないよう、又火花が粉塵の中に入らない様にする事。
- ⑥ 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
- ⑦ 本材は【使用目的又は効果】の項に記載された用途以外には使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ① 高温多湿、粉塵、化学製品などを避け、清潔な場所に保管すること。
- ② 「もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
- ③ 保管中、外圧（物理的負荷）により損傷しないように注意すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

販売元 日新デンタル株式会社・内外歯材株式会社

製造販売業者 株式会社ダイテックジャパン

住所 静岡県沼津市大平 667-7

電話 055-935-1200

FAX 055-935-1201